令和6年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』 ~ごみを出さないライフスタイルへ~



令和6年4月1日 小金井市環境部ごみ対策課

目次

l-	はじめに		1
= =	画の位	置付け	2
/]	金井市	のスローガン	2
	第1章	基本計画に基づく施策の展開	3
	第2章	一般廃棄物処理計画の実施状況	6
	1.	令和4年(2022年)度までの一般廃棄物処理量	6
	2.	令和5年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策	7
	第3章	令和6年(2024年)度一般廃棄物処理計画	9
	1.	一般廃棄物処理計画	9
	2.	プラスチック資源循環促進法への対応	10
	3.	施策の展開	10
	第4章	ごみ処理体制	12
	1.	家庭系一般廃棄物	12
	2.	事業系一般廃棄物	19
	第5章	ごみ処理施設等に関する事項	21
	1.	可燃ごみ処理施設	21
	2.	小金井市野川クリーンセンター	21
	3.	資源物処理施設	22
	4.	最終処分場・エコセメント化施設	22
	第6章	動物の死体処理について	23
	1.	市へ届け出るもの	23
	2.	市が収集するもの	23
	3.	処理方法	23
	第7章	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	24
	1.	市が収集しない一般廃棄物について	24
	2.	処理方法の変更	24
	3.	災害廃棄物について	24
	第8章	生活排水処理について	25
	1.	収集運搬	25
	2	 如理	25

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下「本市」という。)では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(計画期間は令和2年度~12年度。以下「基本計画」という。)を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため平成30年3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地(東町)と中間処理場(貫井北町)を建設予定地として事業を進め、令和4年8月からは二枚橋焼却場跡地において小金井市野川クリーンセンターが本格稼働しています。また、令和7年2月には、旧中間処理場敷地内にプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設が竣工し、試験稼働を開始する予定です。本事業の推進に当たり、施設及び建設予定地周辺にお住まいの皆様並びに関係者に感謝申し上げます。

社会全体に目を向けると、令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、長らく社会経済活動が制約されてきましたが、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症になったことで、社会経済活動が再開し、徐々にコロナ禍以前の生活に戻りつつあります。テレワークの普及やWEB会議化促進の影響を受けて、商品運搬用の箱や容器が増加傾向にあった家庭から排出されるごみも、令

和4年度はコロナ禍以前にまで減少しました。一方で、事業所等からのごみは、 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになっ たことなどで増加しています。

そのような中、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行され、容器のみならずプラスチック製品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みを構築する必要に迫られています。

このほか、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)への対応も含め、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指すため、令和6年度一般廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)を策定します。

計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度 ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』 ~ごみを出さないライフスタイルへ~

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとしています。サブタイトルには、3Rの中でも「リデュース(発生抑制)」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様の日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。

第1章 基本計画に基づく施策の展開

基本方針と計画項目

「基本計画」では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針として、この基本方針ごとに計画項目を定めています。

【基本計画における基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として 定め、取組を展開します。
 - ① ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)
 - ② 再使用の促進(リユース)
 - ③ 資源循環システムの構築(リサイクル)
 - ④ 分別・啓発活動の強化
 - ⑤ 環境教育・環境学習の推進
 - ⑥ 地域における 3 R の推進
 - ⑦ 事業活動における3Rの推進
 - ⑧ 行政における3Rの推進
- 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
 - ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
 - ③ 廃棄物処理を支える体制の確立

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年(2020年)4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理が始まりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年8月に本格稼働を開始し、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設は令和7年2月の試験稼働を予定しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負

担を少しでも軽減するために、市民・事業者・行政が一丸となり引き続きご み減量と資源化の取組を実践することが重要です。

「基本計画」では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分していますが、その中でも特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の各計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策については、積極的に展開していく必要があります。

※基本計画における重点項目は下表のとおり。

基本計画における重点項目(抄)

至年11日にものも主流気は(1)				
計画項目	取組内容			
1 ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)	(1)食品ロス削減の推進			
2 再使用の促進(リユース)	(1)リユースルートの構築と円滑な運用の推進			
3 資源循環システムの構築 (リサイクル)	(3)生ごみ資源化施策の推進			
4 分別・啓発活動の強化	(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の 強化			
5 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の 支援と推進			
6 地域における3Rの推進	(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進			
7 事業活動における3Rの推進	(2)事業系ごみの発生抑制の推進			
8 行政における3Rの推進	(1)市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底			

(注) 取組内容に記載されている番号は、基本計画と一致させています。

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」「廃棄物処理を 支える体制の確立 | という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

取組内容

- (1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
- (2) ふれあい収集体制の推進

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取組内容

- (1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
- (2) 中間処理量・最終処分量の削減
- (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
- (4) 不法投棄防止体制の確立
- (5)施設の維持・管理のための組成分析の実施

3. 廃棄物処理を支える体制の確立

取組内容

- (1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
- (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
- (3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
- (4)清掃関連施設の整備
- (5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
- (6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
- (7)環境基金の有効活用



~3市ごみ減量推進市民会議について~

浅川清流環境組合の構成市である3市(日野市・国分寺市・小金井市) の市民等が参加して平成30年から活動しており、2050年までに3市 の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策、 情報発信等についての検討、意見交換等を行っています。

第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 令和4年(2022年) 度までの一般廃棄物処理量

(1) 一般廃棄物排出量(項目別)の推移

単位: t

	分別区分	H30	R元	R2	R3	R4
	燃やすごみ	11,631	11,783	12,408	12,304	11,985
	燃やさないごみ	1,440	1,443	1,636	1,552	1,400
	プラスチックごみ	2,254	2,250	2,375	2,317	2,223
家庭系	粗大ごみ	918	1,011	1,084	994	906
一般廃棄物	有害ごみ	40	42	46	43	43
	資源物	8,555	8,696	9,139	8,784	8,591
	集団回収	1,534	1,500	1,384	1,340	1,299
	小計	26,372	26,725	_{*1} 28,072	27,334	26,447
事業系	燃やすごみ	390	544	1,447	1,571	1,788
	燃やさないごみ	6	0	0	0	0
一般廃棄物	小計	396	544	_{*2} 1,447	1,571	1,788
	合計		27,269	29,519	28,905	28,235

^{※1} 家庭系一般廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言の発令、在宅ワークなど、家庭で過ごす時間が増えたことにより増加したと考えられます。

(2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(項目別)の推移 単位:g/人・日

	分別区分	H30	R元	R2	R3	R4
	燃やすごみ	263	263	275	270	263
	燃やさないごみ	33	32	36	34	31
	プラスチックごみ	51	50	53	51	49
	粗大ごみ	21	23	24	22	20
家庭系	有害ごみ	1	1	1	1	1
一般廃棄物	小計 (※)	368	369	390	378	363
	資源物	193	194	203	193	189
	集団回収	35	34	31	29	29
	小計	228	228	234	222	218
	合計	596	597	623	601	580
事業系	燃やすごみ	9	12	32	35	39
	燃やさないごみ	0.1	0	0	0	0
一般廃棄物	小計	9	12	32	35	39
総	合計	605	609	655	635	620

[※] 四捨五入による表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

^{※2} 事業系一般廃棄物の排出量は、小金井市が広域支援を受けている間、民間の一般廃棄物処理施設に搬入されていたものが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始に伴い搬入され増加したものです。

2. 令和5年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和5年度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策について、特に積極的に施策の展開を図りました。

特に、4年ぶりに開催された小金井なかよし市民まつりでは、食品ロスの削減に向けた情報発信を中心に、分別クイズの実施、展示用ミミズコンポストを活用した生ごみ減量に向けた資源循環についての啓発など、各取組のPR活動に努めたほか、食品ロスについての意識を高めるため、出店している食品ロス削減推進協力店と連携し、子ども向けオリエンテーションを実施しました。

また、リユース活動促進に向け、リユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユースの拡大と、ごみの削減を図りました。「おいくら」に登録しているリユースショップは多岐にわたることから、様々な品目の不用品がリユース可能となり、市民に自らが「売る」「譲る」という選択を提供することができるようになりました。

令和5年度 重点項目に対する各取組の展開

17年で「及「主派スロにのうの日本地の及所					
取組内容	実施した具体的な取組	年度の 活動目標	活動結果		
食品ロス削減の推進	・食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大 ・市民まつりにおける食品ロスの啓発 ・食品ロス意識調査(WEBアンケート)	・「小金井カ メすけ」の 本格実施 ・食品ロス対 象ごみ量の 把握	 ・「小金井カメすけ」協力店 9店舗 ・「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 5,340g ・組成分析の実施 2回 ・キャラクターを活用した啓発の実施 		
リユースルートの 構築と円滑な運用 の推進	・野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大のための啓発・出張講座等での事業紹介・利用(端末操作)方法の紹介・「おいくら」との連携協定締結	「ゆづる輪」 の本格実施	・「ゆづる輪」 成立件数 101件 ・粗大ごみオンライン申請の着 手		
生ごみ資源化施策の推進	・生ごみ投入リサイクル事業の 実施及び自主的な市民活動へ の支援 ・大型生ごみ処理機器賃貸借契 約の見直し	生ごみ資源化 施策の方向性 を定める	・夏休み生ごみ投入リサイクル 事業でのスタンプラリーの実施 ・給食調理くず処理方法及び堆肥配布方法の変更		
施策や取組の「見 える化」による効 果的な啓発の強化	・イベントへの出展 ・施策・取組の実施状況を複数 媒体に掲載	イベントでの 啓発の実施	・市民まつりへの出展・各種ワークショップの開催ワークショップ 3回講演会 1回		

取組内容	実施した具体的な取組	年度の 活動目標	活動結果
小・中学校を対象 とした環境教育の 推進	・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・清掃関連施設(可燃ごみ処理施 設、野川クリーンセンター、最 終処分場等)見学会の推進	市内全小学校 による施設見 学の実施	・各種ワークショップの実施 ・市内小学校施設見学 浅川清流環境組合 9校 野川クリーンセンター 1校
町会・自治会・子供 会などの団体への 環境学習の支援と 推進	・出張講座 ・講習会の実施 ・施設見学会の実施	施設見学会の実施	・出張講座 7回・浅川清流環境組合見学会参加者 7人
ごみゼロ化推進員 の活動の支援と推 進	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ごみ相談員制度の活用の検討	ごみ相談員制 度についての 市報掲載	・市報への掲載・野川クリーンセンターへの掲示・ごみ相談員制度の充実に向けた研修会の検討
事業系ごみの発生抑制の推進	・個別指導の実施	排出状況の把 握、個別指導 の実施	・定期的な搬入物検査の実施
市職員に対するご み減量・分別の周 知徹底	・小金井市施設ごみゼロ化行動 基本計画に基づく小金井市施 設ごみゼロ化行動実施計画の 策定	排出量削減に 向けた取組の 実施	・庁舎内廃棄物実態調査の実施

- ※ 活動結果は令和5年12月31日現在
- ※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組 を展開しますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については 基本計画をご参照ください。

令和5年度は、「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。市民まつり、ワークショップ、資源循環教室では子どもと保護者で参加する企画を用意し、楽しみながらごみの減量について学んでもらい、家庭でもごみについて考えるきっかけとなるよう努めました。

家庭から排出されるごみはコロナ禍において増加傾向にありましたが、令和4年度はコロナ禍以前にまで減少しました。一方で、事業所等からのごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになったことなどで増加しています。ごみ量の増加状況等を踏まえ、食品を扱う事業者に対し、食品ロスの削減を目的とした「小金井カメすけ」の活用促進を図ったほか、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で事業系ごみの搬入物検査を実施して分別指導を行いました。今後も重点項目である「事業系ごみの発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き取組の実施と検討を行います。

第3章 令和6年(2024年)度一般廃棄物処理計画

1 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年(2030年)度における一般廃棄物処理計画(量) を、以下に示します。

(1)一般廃棄物処理計画(量)

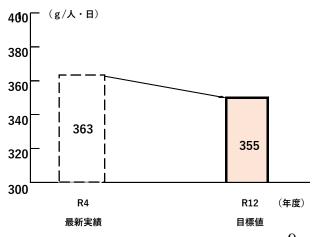
単位: t

	分別区分	R4 実績値	R6 計画値	R12 目標値
	燃やすごみ	11,985	11,732	11,045
	燃やさないごみ	1,400	1,312	1,399
	プラスチックごみ	2,223	2,167	2,253
家庭系	粗大ごみ	906	881	917
一般廃棄物	有害ごみ	43	38	40
	資源物	8,591	8,314	8,762
	集団回収	1,299	1,267	1,533
	小計	26,447	25,711	25,950
事業系	燃やすごみ	1,788	1,776	2,379
	燃やさないごみ	0	0	6
一般廃棄物	小計	1,788	1,776	2,385
	合計	28,235	27,487	28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上において 5 類感染症に位置付けられましたが、感染拡大前と現在ではテレワークの普及やWEB会議化が促進されるなど社会経済活動に変化が見られることから、現時点で今後どのようにごみの傾向が変化するのかを予測することは難しい状況にあります。そのため、令和 6 年度の計画(量)については、令和 4 年度下半期の実績に令和 5 年度上半期の実績を反映して決定しています。

(2)目標値(市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量)



P6「(2)市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(項目別)の推移」表中「小計(※)」の数値を、家庭系一般廃棄物の最新実績値とし、基本計画における目標値である355gを目指しています。

2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収(本市においては実施済み)と、 資源循環の促進等への取り組みが求められています。

本市では、令和7年2月に試験稼働を予定している資源物処理施設が取り扱う品目の中にプラスチックごみが含まれることから、製品プラスチックの処理方法を見直し、資源物処理施設において容器包装プラスチック及び製品プラスチックを混合ベール化し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行います。

3. 施策の展開

令和6年度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針とした上で、各施策の展開を図ります。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制 を進めます。令和6年度における「重点項目」に対する各取組の展開は下表 のとおりです。

令和6年度 重点項目に対する各取組の展開

り作り一尺。主然気はに対する自然性の展開					
取組内容	実施する具体的な取組	年度の 活動目標			
食品ロス削減の推進	食品ロス削減マッチングサービス「小金井 カメすけ」の普及拡大	・「小金井カメすけ」登録店、出品数、ユーザー数の増			
リユースルートの構築と円 滑な運用の推進	・「おいくら」利用促進及び野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」 の普及拡大 ・粗大ごみオンライン申請の検討	・「ゆづる輪」の本格実施 ・「おいくら」利用件数の 拡大			
生ごみ資源化施策の推進	・市立保育園から生じる給食調理くず等の 資源化方式の変更 ・生ごみ投入リサイクル事業の継続実施及 び自主的な市民活動への支援	・市立小中学校から生じる給食調理くずの資源化方式変更・生ごみ投入リサイクル事業の見直し			
施策や取組の「見える化」に よる効果的な啓発の強化	・イベントへの出展 ・施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載 ・ワークショップ・講演会の実施	・啓発媒体の内容刷新及 びデジタル化			

取組内容	実施する具体的な取組	年度の 活動目標
小・中学校を対象とした環境 教育の推進	・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・給食残渣循環利用の可視化 ・3市ごみ減量推進市民会議編集冊子の配 布及び利用促進 ・清掃関連施設(可燃ごみ処理施設、野川 クリーンセンター、最終処分場等)見学会 の推進	・市内全小学校による施設見学の実施 ・生ごみリサイクル堆肥を用いて育成した農作物を使用した献立の提供
町会・自治会・子供会などの 団体への環境学習の支援と 推進	・出張講座 ・講習会の実施 ・清掃施設見学会の実施	・施設見学会の実施
ごみゼロ化推進員の活動の 支援と推進	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ごみ相談員制度の活用の検討	・研修会の新規実施
事業系ごみの発生抑制の推進	・個別指導の実施	・排出状況の把握、個別 指導の実施
市職員に対するごみ減量・分 別の周知徹底	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に 基づく令和6年度小金井市施設ごみゼロ 化行動実施計画の策定	・排出量削減に向けた取 組の実施

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組 を展開しますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基 本計画をご参照ください。

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

「適正処理の推進」に関しては、基本計画策定後、令和3年度に「災害廃棄物処理計画」を踏まえた市職員用「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」を策定したほか、令和4年度に小金井市野川クリーンセンターの本格稼働を開始するなど、着実に施策の展開を進めてきました。

令和6年度は更に取組を進め、資源物処理施設の稼働に向けてプラスチック製品の再商品化等の調整を進めるほか、基本計画の改定に合わせ、「災害廃棄物処理計画」の見直しと「食品ロス削減計画」の策定準備を進めます。

今後も引き続き、基本計画に基づき、安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

第4章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集(回収)

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、 粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃 やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用 して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排 出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、 戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収 集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分 までに排出されたものを収集(回収)しています。家庭系一般廃棄物の戸別 収集(回収)の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
燃	やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な 紙など	週2回/委託	指定収集袋(黄)
燃	やさない ごみ	ゴム製品・ガラス・せとものなど	2週に1回/委託	指定収集袋(青)
プ・	ラスチック ごみ	プラマークの有無に関わらず材質 が 100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋(青)
À	俎大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券
7	有害ごみ	電池類・蛍光管(電球型を含む。)・ 水銀体温計・ライター類・電池が取 り外せないもの(充電式を含む。)※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋
	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー 缶	スプレー缶·エアゾール缶・卓上カ セットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶(飲料缶・菓 子缶・茶缶など)	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
1/3	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	ペット ボトル	飲料用・酒類用・調味料用(しょうゆ・みりんなど)	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

[※] コードレスで使用できる電気製品には、全て充電式電池が使用されています。充電が切れていたり、使用できなくなっていても、発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合であるとしても、必ず有害ごみとして排出しなければなりません。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
		ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込む か、紙袋などにまと めて入れる。 雑誌・本 紙ひもで縛る。
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木・ 雑草類・ 落ち葉	枝木(1本の長さ1m以内・1本の 直径15cm以内・束の大きさ30 cm以内)・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 45リットル以内の 透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる。
	生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れ る。

[※] 化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素 (CO2) の増加を 抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年度からバイオマス素材を原材料 とした家庭系指定収集袋を導入しています。

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場 所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。令和 4 年度からは、新たにステンレス製ボトルの拠点回収を開始しました。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分		内容	回数/体制
	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック(内側が白いもののみ)	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製 緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用(しょうゆ・ みりんなど)	週 3 回/委託
資源物	~~	飲料用	セブン・イレブン店頭 回収
	ペットボトル キャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器(乾燥型) から生成されたものなど	週 2 回/直営
	くつ・かばん類 くつ類 (左右ペア)・かばん類・ベルト・ ぬいぐるみ		月1回/直営
	ステンレス製 ボトル	ステンレス製ボトル(水筒)	随時

- ※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。
- ※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。



(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、現在「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、資源物処理施設の整備を進めています。

令和6年度中の稼働開始を目指していることを踏まえ、「新施設稼働前」と 「新施設稼働後」に分類しています。

【新施設稼働前】

	中間処理				
分別区分	処 理 方 法		処理場所	最終処理(処分)	
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設	焼却後エコセメント化 (一部事務組合)	
燃やさない ごみ	積替え・ 保管 (委託)	金属・プラス チック類等の 複合品など	野川クリーン センター	金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収(民間処理施 設)	
プラスチック	積替え・ 選別 (委託)	容器包装リサイクル法対象 の廃プラスチック	民間処理施設	容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを資源化(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)	
ごみ		容器包装リサイクル法対象 外の廃プラス チック類		容器包装リサイクル法対象外の廃プ ラスチック類を焼却後エコセメント 化(一部事務組合)	
粗大ごみ (可燃系)	選別・解体 (季託)	木質家具、ふ とんなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設	木質家具などを熱回収(民間処理施設) ふとんを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)	
	(委託)			粗大ごみの一部は補修し、リユース (野川クリーンセンター)	
	選別(委託)	自転車など大 部分が金属の もの	野川クリーン センター	自転車など大部分が金属のものを資 源化(民間処理施設)	
粗大ごみ (不燃系)		上記以外の複合素材・金属・		小型家電製品を資源化 (民間処理施設)	
		小型家電製品など		選別後のプラスチック類などを資源 化、熱回収(民間処理施設)	
	破砕・選別(委託)		野川クリーン センター	資源化・一部埋立(民間処理施設)	
有害ごみ				小型家電製品を資源化 (民間処理施設)	
びん	破砕・選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)	
スプレー缶	積替・保管(委託)		野川クリーン センター	資源化(民間処理施設)	

分別区分	中間処理	里	最終処理(処分)	
77.1016.20.	処 理 方 法	処理場所	取於処理(処力)	
空き缶	選別・プレス(委託)	空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)	
金属	選別(委託)	空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)	
ペットボトル	選別・プレス(委託)	空き缶・古紙 等処理場	資源化(公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設)	
古紙			資源化(民間処理施設)	
布	積替え・保管(委託)	空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)	
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)	
生ごみ乾燥物	 積替え・保管(直営)	空き缶・古紙 等処理場	 堆肥化(民間処理施設) 	
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)	
ペットボトル キャップ			資源化(NPO法人に寄付)	
くつ・ かばん類	選別(直営)	市施設内又は 空き缶・古紙 等処理場	資源化(民間処理施設)	
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)	

【新施設稼働後】

스케토스	中 間 処 理		里	国级加珊 (加八)	
分別区分	処 理	上 方 法	処理場所	最終処理(処分)	
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設	焼却後エコセメント化 (一部事務組合)	
燃やさない ごみ			金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収(民間処理施 設)		
プラスチック ごみ	プラスチック 製品及び容器 包装リサイク 積替え・ ル法対象の廃 プラスチック	資源物処理施 設	プラスチック製品及び容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを資源化(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)		
	(委託) 選別後の資源 化に適さない 廃プラスチッ ク類		選別後の資源化に適さない廃プラス チック類を焼却後エコセメント化 (一部事務組合)		

	中間処理		里	目物加亚 (加八)	
分別区分	処 理 方 法		処理場所	最終処理(処分)	
粗大ごみ (可燃系)	選別・解体 (委託) 木質家具、ふとんなど		野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設	木質家具などを熱回収(民間処理施設) ふとんを焼却後エコセメント化 (一部事務組合) 粗大ごみの一部は補修し、リユース (野川クリーンセンター)	
粗大ごみ (不燃系)	自転車など大部分が金属のもの (委託) 上記以外の複合素材・金属・小型家電製品など		野川クリーン センター	自転車など大部分が金属のものを資源化(民間処理施設) 小型家電製品を資源化(民間処理施設) 選別後のプラスチック類などを資源化、熱回収(民間処理施設)	
有害ごみ	破砕・選別(委託)		資源物処理施 設	資源化・一部埋立(民間処理施設) 小型家電製品を資源化 (民間処理施設)	
びん	破砕・選別(委託)		資源物処理施 設 民間処理施設	· 資源化(民間処理施設)	
スプレー缶	選別(委託)		資源物処理施 設	資源化(民間処理施設)	
空き缶	選別・プレス(委託)		資源物処理施 設	資源化(民間処理施設)	
金属	選別(委託)		資源物処理施 設	資源化(民間処理施設)	
ペットボトル	選別・プレス(委託)		資源物処理施 設	資源化(公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設)	
古紙				資源化(民間処理施設)	
布	積替え・保管(委託)		野川クリーン センター	資源化(民間処理施設)	
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)	
生ごみ乾燥物	積替え・保管(直営)		資源物処理施 設	堆肥化(民間処理施設)	
トレイ	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)	

八则反八	中間処理	里	最終処理(処分)	
分別区分	処 理 方 法	処理場所		
ペットボトル キャップ			資源化(NPO法人に寄付)	
くつ・ かばん類	選別(直営)	野川クリーン センター	資源化(民間処理施設)	
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)	

[※]太枠で囲ったところが変更箇所です。

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、 自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者 と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分及び排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法			
燃やすごみ		事業用指定収集袋(赤)(紙おむつを含む。)			
燃や	さないごみ	事業用指定収集袋(青)			
プラ.	スチックごみ	事業用指定収集袋(青)			
粗大ごみ		市では収集していません。			
有害ごみ					
	びん				
	スプレー缶				
資	空き缶	事業用指定収集袋(青)			
資源物	金属				
	ペットボトル				
	布				

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。 <例> ・シュレッダー紙(45L以内の透明又は半透明の袋、1回に2袋まで) ・段ボール(みかん箱サイズを目安とする、1回に5枚程度まで)
物	枝木・雑草類・落ち葉	3束(袋)まで排出することができる。 <u>枝 木</u> :ひもで縛る。 <u>雑草類</u> :透明又は半透明の袋 <u>落ち葉</u> :透明又は半透明の袋

(3) 適正処理方法

事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所沢市)、西東京リサイクルセンター(羽村市)、エルエス工業株式会社(栃木県那須塩原市)、太誠産業株式会社(神奈川県愛川町)、株式会社Jバイオフードリサイクル(神奈川県横浜市)、株式会社アクト・エア(神奈川県愛川町)、ニューエナジーふじみ野株式会社(埼玉県ふじみ野市)など)にて適正に処理しなければなりません。

第5章 ごみ処理施設等に関する事項

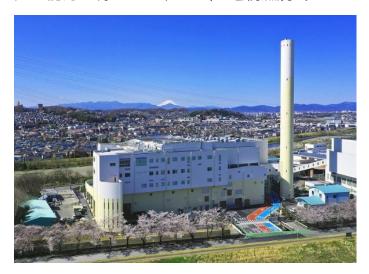
1 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを 目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)において、 令和2年(2020年)4月から共同処理を行っています。

(1) 施設名称:浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設

(2) 所在地:東京都日野市石田一丁目210番地の2

(3) 処理能力:約228t/日(全連続燃焼式ストーカ炉)



2. 小金井市野川クリーンセンター

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚 橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年(202 2年)8月1日から本格稼働しています。

(1) 施設名称:小金井市野川クリーンセンター

(2) 所在地:小金井市東町一丁目7番19号



3. 資源物処理施設

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、 旧中間処理場敷地に、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源 物処理施設を整備し、令和7年(2024年)3月の本格稼働を目指しています。

(1) 施設名称:(仮称)資源物処理施設

(2) 所在地:小金井市貫井北町一丁目8番25号

(3) 処理能力: 25.9t/5h



完成イメージ図

4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25 市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年(2006年)から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年(2018年)度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。

(1) 施設名称:二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設

(2) 所在地:東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6章 動物の死体処理について

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により市が収集します。

3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分します。

第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

- 1. 市が収集しない一般廃棄物について
- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、 衣類、乾燥機、エアコン

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づき販売店により回収

(2) パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づきメーカーにより自主回収又は資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収

(3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂(燃やせる素材を除く。)、フロンガスを使用している製品など

(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)

(4) オートバイ

(メーカーにより自主回収)

(5)在宅医療に伴う注射器・注射針

(市内薬局により自主回収)

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物について

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

第8章 生活排水処理について

1. 収集運搬

生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	72.0	市内全域	随時	バキューム車に よる収集(委託)

2. 処理

本市で発生する生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

(1) 施設名称:湖南衛生組合下水投入施設

(2) 所在地:武蔵村山市大南5-1

(3) 処理能力:7.0 K L / 日

(4) 処理方式:前処理希釈方式

小型家電製品を資源化(民間処理施設) 資源化(日本容器包装 リサイクル協会) 焼却後エコセメント化 (一部事務組合) マテリアル・サーマル サーマルリサイクル ケミカルリサイクル サーマルリサイクル 資源化·一部埋立(民間処理施設) エコセメント化 (一部事務組合) (民間処理施設) (民間処理施設) (民間処理施設) (民間処理施設) (民間処理施設) (民間処理施設) (ジモティー) リサイクル 資源化 資源化 イクル協会に引き 渡さないもの 日本容器包装リサ リサイクル協会 木質家具など 日本容器包装 シとん 焼却灰 金属 リユース可能なもの 小型家電製品 (民間処理施設) 破砕・分別 (委託) (委託)(民間処理施設) (可燃米) 粗大ごみ 選別 粗大ごみ (不熬米) 積替 (委託) (野川クリーンセンター) (一部事務組合) (委託)(野川クリーン 選別(委託)(野川クリ 焼却処理 (委託) (野川クリ ンセンター) ンセンター) 解体·選別 センター) プラスチック 蒸わずにみ 有害にみ 熬やさない 粗大ごみ (委託) (委託) (委託) よ (発 (形) (委託) たり 回燃系ごみ 不繋系ごみ

(令和6年4月1日現在) ごみ処理フロー図 度一般廃棄物処理計画 (2024年) 令和6年

別紙

